

「危険ブロック塀等安全確保支援事業」を利用してブロック塀の撤去を行う皆さまへ

市町村が実施する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」を利用して危険なブロック塀を撤去する際に、ブロック塀を撤去した跡地を緑化する場合に、くまもと緑・景観協働機構の「沿道緑化モデル助成事業(特例事業)」にて、緑化に係る費用の1/2(最大10万円)の助成を受けることができます。

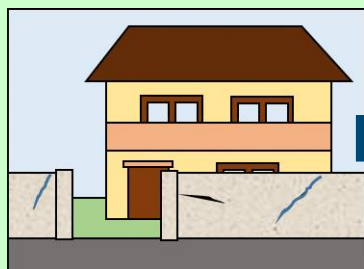
※「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援決定を受けていることが条件です。

※緑化に対する費用のみ支援します。ブロック塀の再建や塀の設置については支援の対象外です。

「沿道緑化モデル助成事業(特例事業)」について

市町村が実施する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援を受けて、建築基準法第42条に定める道路等に沿った民有地における店舗、事業所、工場、住宅等の危険と判断されるブロック塀を撤去後、その箇所を緑化する場合に、緑化に係る費用の1/2(最大10万円・千円未満の端数は切り捨て)を助成します。

ブロック塀解体前



ブロック塀解体及び緑化後



支援対象経費

- ① 樹木、苗木や芝の購入費
(樹木の種類には制限があります。)
- ② 樹木等の植栽に必要な土、支柱等の資材の購入費
- ③ 樹木等の植栽に必要な工事費

※市町村が実施する「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の支援を受けていることが条件です。

※従来の「沿道緑化モデル助成事業」との併用はできません。

●申請期間(平成30年度実施分)

締切 1次募集 平成30年12月14日(金) 2次募集 平成31年1月25日(金)

※平成31年3月15日(金)までに工事が完了するものを対象とします。

●申請方法

「沿道緑化モデル助成金交付申請書(特例事業)(別記様式第11号)」に必要事項を記入し、添付書類(市町村の「危険ブロック塀等安全確保支援事業」の補助金交付申請書等の写し及び同補助金交付決定通知書の写し)も必要です。)を添えて市町村を通じて申請してください。

お問い合わせ・申請先:くまもと緑・景観協働機構 事務局

〒860-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部都市計画課内

(電話)096-333-2522 ホームページ<http://kumamoto-midori.com/index.html>